

武雄市立中学校に係る部活動の基本方針

武雄市教育委員会

平成 30 年 10 月

武雄市立中学校に係る部活動の基本方針

平成 30 年 10 月 1 日

武雄市教育委員会

1 はじめに

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要である。このたび、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「武雄市立中学校に係る部活動の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

本基本方針は、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号文部科学事務次官通知）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知）、「第 3 日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について」（平成 29 年 10 月 2 日付け教委保第 1112 号佐賀県教育委員会教育長通知）、「佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」の策定について」（平成 30 年 8 月 28 日付教委保第 1070 号佐賀県教育委員会教育長通知）等を踏まえて作成している。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

- ア 校長は、基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 顧問は、年間の活動計画（休養日、参加予定大会日程等）並びに月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。なお、長期休業中の活動計画（以下「休業中計画」という。）については、長期休業に入る前に作成するものとし、この場合において、作成した休業中計画に月間の活動計画が包含される場合は、当該休業中計画をもって当該月の活動計画に替えることができる。
- ウ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「年間・月間の活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 武雄市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、各学校の生徒や教諭等の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態、校長の希望等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の配置については、部活動指導員の参画が教諭等の働き方改革につながる取組であること等が条件であることに留意する。
- イ 市教育委員会及び校長は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受けさせるなど、研修の機会を設ける。
- ウ 校長は、生徒や教諭等の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の

確保、教諭等の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

エ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、教諭等の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。なお、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、(1)イの活動計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせるものとする。

オ 校長は、設置する部について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者（教諭等、部活動指導員及び外部指導者をいう。以下同じ。）を配置するよう努める。

カ 校長は、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動の計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校と指導者との間で、十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

キ 校長は、月間の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教諭等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 市教育委員会は、学校におけるイ及びウの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、適切で効果的な指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、スポーツ競技の国内統括団体である中央競技団体等が作成する指導手引等を活用して、(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定等

(1) 休養日及び活動時間等の基準

市教育委員会は、成長期にある生徒が、部活動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の休養日及び活動時間等について以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ア 休養日

(ア) 学期中は、平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上を休養日を設ける。週末に大会・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(イ) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週に

わたることがないよう考慮する。

(ウ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、家族とのコミュニケーションの機会も含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、各部活動の特性に応じてある程度長期の休養期間を設けるなど、休養日を適切に設定する。

(エ) 以下を武雄市立中学校共通の「部活動の休養日」とする。

○佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」である毎月第3日曜日。

○市教育委員会が毎年度定める「学校閉庁日」。

○武雄市「体験的学習活動等休業日」である10月第2月曜日の前の週の金曜日。

○これらに加え、中学校ごとに、定期試験前、年末年始その他の日について、年間で20日程度、学校全体としての休養日を設定すること。

(オ) (ア) 及び (ウ) の休養日は、(エ) の休養日をもって充てることができる。この場合において、(エ) の休養日を含む2週間の期間で休養日を合計4日以上確保することを前提に、当該休養日の直前又は直後の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

(カ) (ア) から (エ) までにかかわらず、部として目標とする重要な大会等²⁾の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

イ 活動時間等

(ア) 部活動は、必ず指導者の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までとするとともに、1日の活動時間は以下とする。ただし、部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、活動時間を延長することができる。

○長くとも学期中の平日では2時間程度、学期中の週末等及び長期休業中は3時間程度とする。

○各部活動の特性、季節による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができるものとする。

(イ) 教諭等の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 学校における休養日及び活動時間等の設定

ア 校長は、2(1)の学校の部活動に係る活動方針の策定に当たっては、4(1)に則り、学校全体としての休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 顧問は、2(1)の活動計画等の作成に当たっては、アの学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定する。

(3) 参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。特に、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度

な負担とならないよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
イ 武雄市立中学校においては、県大会規模の大会等について、年間4回程度の参加を目安とする。

5 生徒のニーズ等を踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた部の設置等

市教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等に努める。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じ、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化環境整備に向け、社会教育活動への学校体育施設開放等を推進する。

イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 教諭等の部活動への関与

(1) 学校における業務の役割分担及び適正化

ア 市教育委員会及び校長は、教諭等の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を推進する。

イ 市教育委員会及び校長は、人事配置等において、教諭等における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意する。

(2) 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定

ア 校長は、4(2)の学校における休養日及び活動時間等の設定に当たって、教諭等が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教諭等の勤務時間を考慮する。

イ 校長は、部活動の業務について時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、通常の勤務時間以外の時間帯に業務を命ずる場合、勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずる。

7 その他

平成30年度中に文化庁において策定される見込みの「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を踏まえ、改定を行う。

i 第1・3・5土曜日は、学習時間の確保や市及び学校が計画する行事や教育活動を優先する。

ii 部として目標とする重要な大会等とは、中学校体育連盟が主催又は共催する大会等（当該大会等に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会等を含む。）、日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位（県・九州・全国）の大会等につながる大会等、吹奏楽連盟が主催又は共催する大会等その他の部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会等とする。